

「徳島県健康対策審議会規則」の改正概要について（案）

1 改正の内容

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正に伴い、新たに「徳島県感染症対策連携協議会」を設置することに伴い、「徳島県健康対策審議会規則」に設置されていた「感染症対策部会」を廃止する。

2 新旧対照表

旧	新
（部会の設置） 第7条 審議会には，次の部会を置く。 母子保健部会 生活習慣病対策部会 <u>感染症対策部会</u> 歯科対策部会 その他審議会が必要と認める部会	（部会の設置） 第7条 審議会には，次の部会を置く。 母子保健部会 生活習慣病対策部会 歯科対策部会 その他審議会が必要と認める部会 <u>附 則</u> <u>この規則は，令和5年8月23日から</u> <u>施行する。</u>